

漢字音・漢語音データベースと『大般若経字抄』

中澤 信幸 (山形大学)

はじめに

藤原公任撰『大般若経字抄』(長元五年頃成、一〇三二)、以下『経字抄』は、「漢呉二音相同」という独特の注音方針で知られている。そのうち「呉音」は「和音」、すなわち早くから日本に入ってきて和化した漢字音であり、この場合は特に「大般若経読誦音」であると考えられてきた。しかしながら「漢呉二音相同」注音の真の目的、すなわちなぜ「漢音」と「呉音」との両方で注音する必要があったかという点については、これまで十分に明らかにされていないといえない。本発表は『経字抄』の「漢呉二音相同」について改めて検討するとともに、「資料横断的な漢字音・漢語音データベース」(以下 DHSJR) に組み込んだ場合の新たな研究の可能性について考察するものである。

一 『経字抄』と「漢呉二音相同」

一―一 『経字抄』について

『経字抄』は『大般若経』に関する卷音義で、石山寺に所蔵されている。漢字音注は大半が同音字注(類音注)であるが、一部に反切音注や片仮名音注も見られる。同音字注については、その注音方針として後序に「注以漢呉二音相同之字」と記す。また、和訓を片仮名で記している点にも特徴がある。

この『経字抄』の撰者は長らく不明であったが、渡辺修(一九五三)により藤原公任の撰であることが明らかにされている。渡辺は、図書寮本『類聚名義抄』の「公云」「公任云」「公任卿云」等の注記の内容が、『大般若経字抄』の内容と一致することを発見したことで、この結論を導くに至った。これは日本漢字音研究史上でも画期的な発見であるといえる。

『経字抄』の音注については、すでに二戸麻砂彦(一九八一・一九八九)に全体的な考察がある。また発表者も以前『経字抄』音注全体を分韻表にして公表している。(中澤一九九五)

一―二 「漢呉二音相同」について

一―二―一 「漢呉二音相同」に関する先行研究

『経字抄』では、その注音方針として、後序に以下のように記している。

今任_二卷軸之次_一注以_二漢呉二音相同之字_一、雖_二其音不_レ遠、至_二于浅智不遍知之字_一不_レ敢用_レ之、偏依_二呉音_一別戴(載?)_二正音_一、或以_二假名_一注_レ之(二七ウ2〜5、句読返点は私に付す。)

これについて、沼本克明(一九七八)では次のように解釈している。

(a)それを呉音で読めば被注音字の呉音を、漢音で読めば漢音を、示すような漢字一字で注音した。但しその注音字が難字である場合(難字と思われる例しか適当な漢字が無い場合)にはその方法を取らず、ただ(b)呉音で読んで一致する漢字を使い正音(漢音)は別に示すか、又は(c)呉音を仮名で加え(漢音は別に加えた)

また沼本(一九七九)では、『経字抄』における「呉音」とその中に見られる漢音形の混入について、次のように述べている。

斯くして、経字抄は、音義という体裁を取り、而も独自の注音法によって、掲出字一字一字の呉音を(そして大部分のものについては漢音をも)も示すとはうたいながら、実際には、その音義の本文たる大般若経の読誦音形から脱却し得ていない部分が含まれていたのである。右に

摘出した漢音形のみの音注は、その大般若経読誦音の生の姿をそのまま反映した所にその出現の原因があったと考えられる。(以下略)

また高松政雄(一九七三)では、『経字抄』における「呉音」について、次のように述べている。(前略)公任卿云呉音に限っては、その呉音という名称を先取りしたところの、実質は和音相当のもの、即ち、呉音イコール和音というものである。(中略)この正音的な要素―これは中国唐代音の色濃き影響下にあるものであるが、それを内包するところの呉音は、私に云う和音でしかないものである。

ここで、公任は、その如くに正音的要素を含みはするけれども、他面では、また、多分に旧形―後に云う所謂呉音的なるものをも有する、一般にはそれらを引括めてなお和音と称していたものをし、その旧形に特に注目して、本来の彼土的な意のものから、我が国的な意のものに転用して、新たに、呉音と規定したのである。それは、彼が所属する社会では、常に、用語としては、漢音・呉音で通していたからに外ならない。それ故、当時、その実質は不明確であったであろうものを、彼自身の解釈において、その和音を、呉音と置いたことになるのである。この点で、公任は、先駆者であった。

二戸(一九八一)では、先の公任の注音方針を(イ)「注以漢呉二音相同之字」、(ロ)「偏依呉音別戴(載?)正音」、(ハ)「或以假名注之」に分けた上で、次のように整理している。

(イ) 原則として、母字の漢音と呉音とが各々把握できる「漢呉二音相同」の注字によって注音する。

(ロ) 母字の呉音のみ一致する注字を用い、母字の漢音は別に示す。

(ハ) あるいは、仮名書音注によって母字の漢音と呉音を示す。

(ハ)に関しては先の沼本(一九七八)の(c)とは解釈が異なるので、注意が必要である。その上で二戸は、『経字抄』の音注全般を中国語中古音及び唐代標準音で分析した結果として、次のように述べている。

本稿を要するに、「経字抄」が有する「漢呉二音相同」の音注は、その漢音について見れば、慧琳音に代表される唐代後期の標準語音を基盤として字音把握がなされていると認められる。

従って、「経字抄」にある「母字の漢音に対しては漢音を施行する注字」という注音方針は、体系的な字音把握に支えられたものであることが明らかである。

以上の先行研究に共通する部分を取り上げると、だいたい次のように言うことができる。

『経字抄』における「呉音」は「和音」、すなわち早くから日本に入ってきて和化した漢字音であり、この場合は特に「大般若経読誦音」であると考えられる。一方「漢音」は、当時正式な中国語音とされていた唐代標準音によった音であると考えられる。

一―二―二 後序全文と渡辺修による要約

以上に挙げた先行研究では、いずれも公任が示した注音方針の核心部分をもとに議論を進めている。しかしながらこの注音方針を述べた部分は、『経字抄』後序の一部分でしかない。本発表では「漢呉二音相同」の周辺を掘り下げるべく、その後序の全文について考察を加えることにする。

佛曰下至一句、能善受持不忘失者、獲福无量餘一切法。若忘若失、其罪尚輕於般若波羅蜜。忘失一句者、罪同前福矣。滅後受持之輩、若有闕漏紕繆、其罪雖不嚴重、其福殆是唐捐乎。仍檢近代人々所撰音義、或雖立篇詳聲、搜所在之間早難轉讀。或雖經帙指卷、案反音之處自致停滯。加之隨音而述旨意不允号(者?)有一二。知而不改謂後人何。今任卷軸之次、注以漢呉二音相同之字。雖其音不遠、至于淺智不遍知之字、不敢用之、偏依呉音、別戴(載?)正音。或以假名注之。不顧碩學之相嘲、唯欲瓊才之易讀者也。又法相宗學從勸進徒方世余所闕文、并或音義疑脫落。稍異本文等於有證者、此以注附、俟來哲之取捨而已。(二六ウ6―二八才2、句読点は私に付す。)

この後序を試みに書き下しにすると、次のようになる。

佛曰く下一句に至るまで、能く善を受持し忘失せざるは、无量餘り一切の法を獲福す。若し忘れ

若し失ふことあれども、其罪般若波羅蜜に於きては尚ほ輕し。一句を忘失するは、罪前の福ひに同じ。滅後に受持の輩、若し闕漏紕繆有らば、其の罪嚴重ならずと雖も、其の福ひ殆ど是れ唐捐なりや。仍に近代の人々の所撰する音義を檢ずるに、或ひは篇を立て聲を詳かにすと雖も、所在を捜す間早く轉讀し難し。或ひは経帙卷を指すと雖も、反音を案ずる處自ずから停滞に致る。之に加へて音に随ひて旨意を述ぶるに允はざる者一二有り。知るに後人に改めて謂はずは何ぞや。今巻軸の次に任せ、漢吳二音相同の字を以て注す。其の音遠からずと雖も、浅智に遍く知られざる字に至りては、敢へて之を用ひず、偏へに吳音に依り、別に正音を戴す。或ひは假名を以て之を注す。碩學の相嘲を顧みず、唯だ瓌才の讀み易きを欲する者なり。又法相宗の學徒卅余所の闕文を勘進し、並びに或る音義の脱落を疑ふ。稍し異本の文等證とする者有らば、此れ以て注附し、哲來たりて取捨するを俟つのみ。

この後序全文に関しては、渡辺（一九五三）によって要約がなされている。以下長きにわたるが引用する。

その序は、まず、大般若経誦の功德を説いて筆を起し、

一、誦誦に当っては、闕漏紕繆のないようにしなければ、功德のないことを述べている。

二、従つて、正しく文章を解することが大切であるが、その為には、経文の文字について音と義とを究明しなければならない。

三、次に少しく原文を引く、

（中略、「仍檢近代人々」→「知而不改謂後人何」の部分）

この文によれば、経文の音義を説くものとしては、部類別のものと、巻の順ながら反切を用いたものが、当時既に存したことがわかる。しかし、その組織が字形を標準とし、偏傍を共通したものを部門を分かち一括して集め、その音訓を注釈する玉篇の如き字書や、四声を基とし、音韻によつて分類彙集した切韻の如き韻書であつては、その文字を探すのに暇がかかり、経文転読の妨げとなる。また、経帙の順序に字句を並べて所要の文字を直ぐ見出せるようにしておいても、若し反切によつて字音を注したのでは、その音をたちどころに案ずる事が困難である。その上、かれこれを考えるのに、その音や義の中にも適切でない所説がままみられる。当然それらの事は、後人のために改めておかなければならないであらう。それ故、この書の組織は次のようである。

四、（中略、「今任巻軸之次」→「唯欲瓌才之易讀者也」の部分）

つまり、今は巻軸の次第を追つて文字を抽出して並べ、それに漢吳二音の同じき字を選んで、音注を附する事としたというのである。

しかし、中でその二音の変わらないものがあつたとしても、音註に用いる為の文字が、日常普通でないような文字である時は、これを探ることを避け、普通目に触れている文字の吳音によつて注音し、その時は別に正音も載せる事とする。あるいは、全然仮名によつて注音する事もある。その趣旨は、別に碩学の人の非難があるかも知れないが、ただ浅学の人々に読み易くし、簡便・明確に字音を注する事を目的とするからであると述べているのである。（中略）

五、最後に、経文の考定にも多大の注意を払っている。即ち、
（中略、「又法相宗學從勘進卅余所闕文」以降の部分）

法相宗の人たちが、経文中に三十余ヶ條の闕文のある事を勘進しているし、或音義には脱落あるか、と疑つているところがあるので、異本と照らし合わせて、証とすべきものがあつたら、それを附記して後來の學者の参考に供したいと述べているのである。¹⁰

二 「漢吳二音相同」についての再検討

二一 「漢吳二音相同」の必要性とは

公任の後序全文を理解するのに、渡辺の要約は参考になる。しかしながら、改めて全文を読むと、新たに疑問点が湧いてくるのである。

そもそも、なぜ公任は「漢吳二音相同」にする必要があつたのか。後序の冒頭（渡辺の要約の一及

び二)で、経文の文字について音と義とを究明しなければならぬことを説いた後、続く部分(要約の三)で既存の音義の批判に移る。その後の部分(要約の四)で例の「漢呉二音相同」の注音方針が述べられるわけであるが、それ以前の部分(要約の三まで)からの流れを考えると、少々唐突な印象も受ける。

すなわち、「経文の文字について音と義とを究明しなければならぬ」とした時の、「音」とは何であったのか。「正しい中国語音」というのであれば、「漢音」または反切で注音すればよいのであって、「呉音」をも記す必要はない。実際に平安中期には、中算撰『法華経釈文』(貞元元年成、九七六)等「漢音」や反切による注音が施された音義も存在する。

また「音」というのが「正しい読誦音」というのであれば、「呉音」または読誦音そのもので注音すればよいのであって、「漢音」をも記す必要はない。実際に『金光明最勝王経音義』(承暦二年抄、一〇七九)や院政期以降の法華経音義類では、呉音による注音が施されている。

このように考えると、公任の『経字抄』は、「漢音」(反切)による音注から「呉音」による音注という、歴史的な流れの中の「過渡期」と位置付けることもできる。それにしても、なぜ公任が「漢呉二音相同」にする必要があったか。その答えとして、一つには次のような仮説を立てることも可能である。

① 公任は学問的な能力を誇示するために、あえて「漢呉二音相同」という難問に挑戦した。『大鏡』で「三船の才」のエピソードが紹介されるほどの公任であれば、①のようなことがあっても不思議ではない。しかし「漢呉二音相同」の理由を①だけに限定するのは、少々無理であろう。

二―二 「呉音」はいまだ中国語音であったか？

それでは、なぜ公任は「漢呉二音相同」の音注を施す必要があったか。ここで改めて『経字抄』における注音方法について見ておこう。

先の注音方針にもあったように、『経字抄』においては
熙怡音基抑音基(一才3)

のような同音字注を基本とし、難字と思われる例しか適当な字がない場合のみ、別に反切または仮名書き音注を用いるとされていた。実際に『経字抄』では、大半の掲出字に同音字注による「漢呉二音相同」の音注が施される。後序にもあったように、「反切によつて字音を注したのでは、その音をたちどころに案ずる事が困難である」という理由から、同音字注を用いたという説明は理解できる。それでは、なぜ仮名書き音注にしなければならなかったのであろうか。実際に後世の音義類は、大半が仮名書き音注を用いているにも関わらずである。

そこで次のような仮説を立てることが可能になってくる。

② 公任にとっては、漢音とともに呉音もいまだ中国語音であるという意識があった。つまり中国語音であるがために、なるべく仮名書き音注を用いずに同音字注にしようとしていたのではないかということである。(これは今日の英語学習等で、片仮名による注音を避けるのと同じ原理である。)従来公任の言う「呉音」は「和音」、すなわち和化した漢字音のように考えられてきた。しかしながら(その実態はともかくとして)、少なくとも公任自身には「呉音は中国語音である」という意識があったのではないだろうか。このように考えると、「漢呉二音相同」音注の意味も理解できるのである。

また一―二―一で挙げた二戸(一九八一)も述べていたように、『経字抄』における「漢呉二音相同」音注は、唐代標準音を基盤として字音把握がなされていた。これは「母字の漢音に対しては漢音を施行する注字」で注音するとともに、実は呉音に対しても呉音で注音することにつながっていたのではないか。すなわち母字と唐代標準音で同じ音となる字を注字として充てることにより、漢音だけでなく呉音でも注音できることを公任は企図していたのではないだろうか。「漢呉二音相同」音注は、公任にとっては中国語音の知識を生かす、一つの方法であったと考えることもできるのである。⁽²⁾

- 三 DHSJRと『経字抄』
 三―一 DHSJRの枠組みと『経字抄』
 さて、この『経字抄』の内容をDHSJRの枠組みに当てはめると、表1のようになる。

表1 DHSJRと『大般若経字抄』

資料番号	未定
資料名	石山寺 大般若経字抄
資料内漢字番号	上から順番に番号を付ける
資料内漢語番号	上から順番に番号を付ける（一部で熟語単位での掲出あり）
単字 見出し	外字はニで表す
単字 出現形	外字は「」で表す（偏+旁などの形で）
漢語 見出し	単字と同様に外字はニで表す
漢語 出現形	単字と同様に外字は「」で表す（偏+旁などの形で）
漢語 alphabet	該当しない
語種	該当しない
漢語内位置	熟語単位での掲出の場合、その位置を示す
単字長	該当しない
声点	一部で声調のみ表示している例あり
声点型	声調注をそのまま記入
仮名注	一部で仮名音注あり
仮名型	仮名音注をそのまま記入
反切	一部で反切音注あり
類音	大半がこれに該当（同音字注）
節博士	該当しない
その他	特になし
出現位置	一丁表三行目（一才3） → 01a3
備考	特記事項があれば記載（「四十二字」 ⁽³⁾ など）

以下、『経字抄』の音注の例を示し、DHSJRの枠組みに実際に当てはめてみる。

三―二 『経字抄』の音注

三―二―一 同音字注

『経字抄』の音注のうちの大半がこれに当たる。例えば次のようなものである。
 熙怡音基伊（一才3）

また、同音字注の中には、正音を別に示したものもある。
正音脛偏（一才4）

これらをDHSJRの枠組みに当てはめると、表2のようになる。

表2 同音字注

DHSJR	熙	怡	脛
資料内漢字番号	1	2	8
資料内漢語番号	1	1	7
単字 見出し	熙	怡	脛
単字 出現形	熙	怡	脛
漢語 見出し	熙怡	熙怡	脛

漢語 出現形	熙怡	熙怡	脛
漢語内位置	1	2	1
類音	音基	伊	音經 正徑
出現位置	01a3	01a3	01a4

DHSJR では「類音」を表す欄は一カ所のみなので、別に正音を示している場合もそこに記入して表すしかない。

三―二―二 反切音注

『経字抄』では同音字注（あるいは仮名音注）に加えて反切を示す場合がある。後序に示された注音方針によれば、これは正音を示しているものと想定される。例えば次のようなものである。

蒲各反 音迫
博教反 爆抱 爆 (一ウ2) 正許勿反
忽 歎 (一ウ3)

これらを DHSJR の枠組みに当てはめると、表3のようになる。

表3 反切音注

DHSJR	爆	歎
資料内漢字番号	23	26
資料内漢語番号	21	24
単字 見出し	爆	歎
単字 出現形	爆	歎
漢語 見出し	爆	歎
漢語 出現形	爆	歎
漢語内位置	1	1
反切	蒲各反 博教反	正許勿反
類音	音迫 抱	忽
出現位置	01b2	01b3

反切が複数ある場合には、同音字注の場合と同様に、一カ所にすべてを記入して表すしかない。

三―二―三 仮名音注

『経字抄』では仮名音注も見られる。一―二―一で述べたように、これは呉音のみを示しているのか、それとも呉音・漢音の両方を示しているのか、議論が分かれるところである。例えば次のようなものである。

古廻 音火以
反 魁 脛 (一オ3) 渠列 音ケツ
反 竭 (三ウ5)

また、梵語音訳字などで、単独で仮名音注を付しているものもある。

火也 迦 (五オ7)

これらを DHSJR の枠組みに当てはめると、表4のようになる。

表4 仮名音注

DHSJR	魁	竭	迦
資料内漢字番号	41	72	134
資料内漢語番号	39	68	127
単字 見出し	魁	竭	迦
単字 出現形	魁	竭	迦

	漢語 _{見出し}	魁膾	竭	迦
	漢語 _{出現形}	魁膾	竭	迦
	漢語内位置	一	一	一
	仮名注	音火以	音ケツ	火也
	仮名型	音火以	音ケツ	火也
	反切	古廻反	渠列反	
	出現位置	02a3	03b5	05a7
	備考			四十二字

三―二―四 声調注

また、『経字抄』では声調のみを示したものも見られる。例えば次のようなものである。
 數取趣^{入聲}（三ウ3） 可惡^{去聲}（四ウ7）
 これらを DHSJR の枠組みに当てはめると、表5のようになる。

表5 声調注

DHSJR	數	惡
資料内漢字番号	69	107
資料内漢語番号	65	102
単字 _{見出し}	數	惡
単字 _{出現形}	數	惡
漢語 _{見出し}	數取趣	可惡
漢語 _{出現形}	數取趣	可惡
漢語内位置	一	2
声点	入聲	去聲
声点型	入聲	去聲
出現位置	03b3	04b7

これらは厳密な意味では「声点」ではないが、ここに記入して表すしかない。

三―三 『経字抄』をDHSJRに組み込むにあたっての課題

『経字抄』では665字の見出し字に対して、同音字注は695例、反切音注は18例、仮名音注は35例、声調注は2例であった⁽⁴⁾。つまり大半の字に同音字注が付されているのであり、反切音注、仮名音注は少数派である。

DHSJR はすでに多くの漢字音資料が収録されているが、その多くは仮名音注、および声点が付されたものであり、同音字注（類音注）のものは少数である。その意味で、『経字抄』を DHSJR に組み込むメリットは大きいといえる。

その一方で、『経字抄』は同音字注を中心としていることもあり、（見出し字だけではなく）注字にも注目する必要がある。特に「漢吳二音相同」という注音方針を解明するためには、見出し字と注字の両方を検証することが不可欠となる。DHSJR では、注字（類音注）を中心に利用することは想定されていないはずであり、この利用法が今後の課題となる。

また、見出し字と注字との対応関係が、はたして日本漢字音レベルにとどまるのか、あるいは中国語音レベルとなっているのかということの検証も、現状の DHSJR では不可能である。これには中古中国語音データとの関係が必要である。

四 DHSJRを利用した『経字抄』研究の展望

それでは、DHSJR を利用した『経字抄』研究のあり方について、考えることにしたい。

四― 同音字注の検証

同音字注については、見出し字だけでなく音注も漢字なので、この両方を DHSJR で検証するとう方法が想定される。ここで、三―二―一でも挙げた

音基伊 熙怡 (一オ3) 正音經 (一オ4)

の見出し字と注字について、実際に DHSJR ではどのようなになっているか見てみよう。

表6 「熙」

DHSJR	熙	基
尾張国郡司百姓等解文	キイ	
色葉字類抄	キ	キ 居之反
九条本法華経音		居二反
世俗諺文		キ
法華経音訓		キ
邦訳日葡辞書		キ
和英語林集成第三版		キ

いずれの音注も「キ」という字音を反映していると認められる。『尾張国郡司百姓等解文』については、「熙怡」の2字に対して「キイイ」という注が付されており、あるいは「怡」に引かれて長音化したものとも考えられる。

この字については呉音・漢音での発音の違いは認められない。

表7 「怡」

DHSJR	怡	伊
大般若波羅蜜多經	イ	イ
尾張国郡司百姓等解文	イ	
色葉字類抄	イ	イ 於脂反
浄土三部経音義	イ	
論語	イ	イ
邦訳日葡辞書	イ	イ
和英語林集成第三版	イ	
九条本法華経音		以而反
智証大師畫讃		イ
法華経音訓		イ
本朝文粹		イ
中庸章句		イ

いずれも「イ」という字音を反映していると認められる。この字についても呉音・漢音での発音の違いは認められない。

表8 「脛」

DHSJR	脛	經	脛
大般若波羅蜜多經	キヤウ		
邦訳日葡辞書	ケイ		

和英語林集成第三版	ケイ		
金光明最勝王経音義		キヤン	
和漢朗詠集			ケイ

これは複数の同音字注が付されたもので、「經」が呉音を、「徑」が正音（漢音）を示したものと認められる。『金光明最勝王経音義』の音注の「ン」は喉内尾音（ㄱ）を示したものと認められるので、これは『大般若波羅蜜多経』の音注と一致する。これらはいずれも仏典誦誦音を示したものである。一方、『和漢朗詠集』の音注は漢音を反映したものと認められる。これらの資料との対照から、「經」は呉音を、「徑」は漢音を示している蓋然性が高いことがわかるのである。

以上の例から考えると、呉音・漢音で音形に違いのないものについては、「漢呉二音相同」として一つの同音字注を与え、呉音・漢音で音形に違いのあるものについては、呉音・漢音それぞれに音注を与えているといえる。

以上のことを確認するためには、DHSJR を利用してさらに多くの同音字注（見出し字と注字）を検証する必要がある。また、見出し字と注字での声調の違いについても、検証する必要があるだろう。（DHSJR を利用すれば、それは可能である。）

四―二 仮名音注の検証

仮名音注が呉音のみを示しているのか、それとも呉音・漢音の両方を示しているのか、議論が分かれていることは前述の通りである。ここでは次の2例（「魁」は三―二―三で掲出済み）

魁古魁膾音火（二オ3）
反魁

魁古魁塊音火（一三ウ3）
反塊

について、実際に DHSJR ではどのようなようになって見えているか見てみよう。

表9 「魁」「塊」

DHSJR	魁	塊
大般若波羅蜜多経	クエ	クワイ
医心方	クワイ	クエ
九条本法華経音	過皆反	果廻反
莊子		苦対反
色葉字類抄	クワイ	苦猥反
智証大師畫讚	クワイ	
法華経音訓	クエ	
邦訳日葡辞書	クワイ	クワイ
和英語林集成第三版	ワイ（クワイ？）	クワイ

『経字抄』の仮名音注「火以」は、「クワイ」という音形を示しているものと認められる。音形から判断すれば、これは呉音ではなく漢音を表したものと考えられるが、あるいは「大般若経誦誦音」に漢音形が混入したものと考えられる⁽⁵⁾。「魁」については『大般若波羅蜜多経』は「クエ」としており、これは『経字抄』の仮名音注とは異なる。一方「塊」の方は『大般若波羅蜜多経』も「クワイ」としているが、これも漢音形が混入したものと考えるべきであろうか。ちなみに、『法華経音訓』では「クエ」のみである。

これについても、『経字抄』の仮名音注を DHSJR と総合的に対照することにより、検証することができるであろう。さらに、二―二の②で述べた、公任が漢音だけでなく呉音も中国語音と認識していたという仮説も、検証することができるであろう。

五 結語

以上、『経字抄』を DHSJR に組み込んだ場合の研究の可能性について考察してきた。DHSJR はジャンルの異なる漢字音資料を総合的にデータベース化したものであり、これによって呉音・漢音の実態を容易に検証できるようになったという点で、意義深いものである。これに『経字抄』を組み込むことによって、公任の「漢呉二音相同」の真意も理解できるようになるはずである。

一方で、公任の音注が、はたして日本漢字音レベルで注したものなのか、それとも中国語音レベルで注したものなのかということの検証は、将来的な課題である。これについては、中古中国語音データとの関係が期待されるところである。

注

(1) 渡辺はこれを承けて、『経字抄』について次のようにまとめている。

結局、大般若経字抄は、一般字書の類というよりも、大般若経の研究書という色彩の強いものであって、この書の内容と組織は

一、字音・字義を附すると共に、

二、闕文剩文についても述べるものである。

(2) 小松英雄(一九九五)で述べているように、平安時代には仏教教学において「正音」(漢音)から「呉音」を導くという作業が行われていたことも、あわせて考える必要がある。

(3) 『経字抄』の5オ〜5ウにかけて、「四十二字」として梵語音訳字を掲載している。

(4) 暫定値。

(5) 沼本(一九七九)では、呉音では本来は「クエ」となるべきところを「クワイ」という漢音形で注されていることについて、「大般若経読誦音」における漢音形混入の反映であるとしている。

引用文献(五十音順)

- 小松英雄(一九九五) 「日本字音の諸体系 ―読誦音整備の目的を中心に―」築島裕編『日本漢字音史論輯』、13〜37頁、東京：汲古書院
- 高松政雄(一九七三) 「公任卿云呉音」『國語國文』42―3、『日本漢字音の研究』所収、145〜181頁、一九八二、東京：風間書房
- 中澤信幸(一九九五) 「公任『大般若経字抄』音注攷(資料篇)」『愛文』30、19〜34頁、松山：愛媛大学法文学部国語国文学会
- 二戸麻砂彦(一九八一) 「石山寺一切経蔵本大般若経字抄音注攷 ―「漢呉二音相同」の音注の資料的分析―」『國學院大學紀要』12、208〜235頁、東京：國學院大學
- 二戸麻砂彦(一九八九) 「石山寺一切経蔵本大般若経字抄音注攷・続 ―正音注・呉音注・仮名書音注などについて―」『山梨県立女子短期大学紀要』22、23〜38頁、甲府：山梨県立女子短期大学
- 沼本克明(一九七八) 「石山寺一切経蔵本 大般若経字抄解題」『古辞書音義集成』3、東京：汲古書院
- 沼本克明(一九七九) 「大般若経読誦音に於る場合」『鎌倉時代語研究』2、『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』所収、121〜155頁、一九八二、東京：武蔵野書院
- 渡辺 修(一九五三) 「図書寮蔵本類聚名義抄と石山寺蔵本大般若経字抄とについて」『国語学』13・14、35〜50頁、東京：国語学会

付記 本発表は令和4年度〜令和6年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金、基盤研究(B)(一般)、研究課題名：資料横断的な漢字音・漢語音データベースの拡充と運用に向けた基礎的研究、課題番号：23K21937、研究代表者：加藤大鶴)による研究成果の一部である。